

インド現地プロモーション業務公募型プロポーザル提案説明書

1 実施主体

札幌市国際観光誘致事業実行委員会（以下、「委託者」という。）

2 業務名

インド現地プロモーション業務

3 業務の背景及び目的

インド市場は、経済成長が目覚ましく、コロナ前の 2019 年には過去 10 年間で 2.4 倍に値する約 2,600 万人を超えるインド人が、外国旅行を行うなど、今後さらなる外国旅行者の増加が期待できる市場である。また、2023 年～2024 年は日印観光交流年と定められており、人的・文化的交流の活性化を通じて、今後の訪日客の増加も期待されている。

こうした中、2023 年度冬にはハリウッド映画界の人気俳優アミール・カーンの映画制作会社が札幌・北海道を舞台にしたハリウッド映画「One Day」の撮影を行い、ロケ地として選定された札幌・北海道は、公開後、インドでの飛躍的な認知度の向上が見込まれ、いち早く訪日旅行の目的地としての地位を確立する好機となっている。

については、映画公開によるインドでの札幌・北海道の飛躍的な認知度の向上・訪日需要の増加を見込み、現地旅行会社等への札幌・北海道の観光情報の発信やセールスを行うことにより、商品造成を促し、ひいては来札・来道観光客誘致に繋げることを目的とする。

4 業務委託期間

業務委託期間は、契約締結日から令和 7 年 3 月 14 日（金）までの間の所定の日とする。ただし、所定の日はプロモーションの内容に応じ委託者が定める。

5 予算規模

本業務の上限は 9,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

6 業務の内容

事業目的の達成に向け、インドの旅行業界の特徴を踏まえた上で、下記(1)~(4)の業務を実施すること。

なお、札幌は下記2つのブランディングコンセプト（※）によりブランドイメージの確立を目指していることから、ブランディングコンセプトに沿った事業の企画・実施を行うこと。

※ Sapporo, North Capital Backed by Nature

（通年の一般の観光促進に向けたブランディングコンセプト）

札幌は日本の北にある大都市でありながら、常に自然と隣り合わせにある街である。札幌は北海道内にある大自然のアドベンチャーの本場に向かうための起点として機能しているだけでなく、札幌の街中、アートシーン、文化、食をとっても、その中に自然との近さを感じることができ、自然と都市が融合した札幌ならではの楽しみを提供する。

Powder in the City, SNOW resort city SAPPORO

（冬季のスキー観光促進に特化したブランディングコンセプト）

札幌は大都市に滞在しながらも、本格的な雪体験ができるという他に類を見ない街である。大都市にパウダースノーが降り積もる「雪の街の魅力」と「国際都市観光の魅力」が融合した都市型スノーリゾートとしての楽しみを提供する。

(1) 現地セミナーの企画・開催等

ア 現地 BtoB セミナーの企画・開催

インド現地で、現地旅行会社等に対し、札幌・北海道の魅力を発信し、誘客促進を図ることを目的とした BtoB セミナーを開催すること。

(ア) セミナー開催都市・日時

① デリー 2024年11月19日（火） 昼開催

② ムンバイ 2024年11月21日（木） 夕方～夜開催

(イ) セミナー対象者

現地旅行会社等 各回20社～30社程度

なお、現地旅行会社等については、札幌・北海道の旅行商品造成に繋がることが見込まれる事業者・役職等を選定すること。

(ウ) 留意事項

- ・委託者は、JNTO が主催する商談会「Japan Roadshow & Seminar2024」（デリー・ムンバイ・ベンガルールの3都市で開催）（以下、「Japan Roadshow」という。）に出展を予定しており、本商談会に係る渡印に合わせセミナー開催することを予定している。そのため、セミナーの開催時間については、最終的には採択後、委託者と協議の上決定すること。
- ・セミナー会場については、Japan Roadshow の会場近辺の会場とすること。
- ・セミナーの司会者については、日本語でのコミュニケーションが可能かつ、英語により司会進行が可能な者とすること。
- ・セミナー会場には、ビジネスレベルの英語⇄日本語の通訳ができるスタッフを配置し、参加者と主催者側の意思疎通が円滑に行える体制を整えること。
- ・セミナーで使用する進行用資料・プレゼン資料等については、委託者は札幌市のプロモーションに係るプレゼン資料（英語）を準備するが、それ以外に必要な資料等については、受託者が英語で企画・作成すること。

イ 現地セールスコールの実施

3都市で開催される Japan Roadshow に合わせ、各開催都市1社程度を選定し、現地旅行会社等に対するセールスコールを実施すること。なお、現地旅行会社等については、札幌・北海道の旅行商品造成に繋がることが見込まれる事業者・役職等を選定すること。

また、セールスコール実施にあたっては、訪問先の選定・調整を図り、受託者が同行すること。また、セールスコールの実施時間については、最終的には採択後、委託者と協議の上決定すること。

ウ 航空券・宿泊先・車両・同行者手配

委託者が Japan Roadshow 及び上記6(2)アイに参加するにあたり、渡航に必要な航空券、インド国内の移動に係る航空券、宿泊先、車両、同行者を手配し、費用を本業務に含めること。

<渡航スケジュール>

令和6年11月17日(日)	移動(新千歳→デリー) ※午前新千歳発、夕刻デリー着	デリー泊
11月18日(月)	・Japan Roadshow(10~17時) ・セールスコール	デリー泊
11月19日(火)	・セミナー(昼開催) ・移動(デリー→ベンガルール)	ベンガルール泊
11月20日(水)	・Japan Roadshow(10~17時) ・セールスコール ・移動(ベンガルール→ムンバイ)	ムンバイ泊
11月21日(木)	・セミナー(夜開催)	ムンバイ泊
11月22日(金)	・Japan Roadshow(10~17時) ・セールスコール ・移動(ムンバイ→新千歳)	機内泊
11月23日(土)	※20時頃までに新千歳着	

※下記(ア)~(カ)については、最終的には採択後、委託者との協議により決定すること。

※11/18、11/20、11/22は、Japan Roadshow への参加と、セールスコールへの参加の2班に分かれて移動する。

※Japan Roadshow 会場(予定)：

デリー Roseate House New Delhi
ベンガルール The Ritz-Carlton, Bangalore
ムンバイ ITC Grand Central

(ア) 航空券

- ① 往路：往路は11/17午前に新千歳を出発し、夕刻にデリーを到着する便とすること。(LCCは除く)
- ② インド国内移動：
 - ・11/19の国内移動はセミナー終了後にデリーを出発し、11/19中にベンガルールに到着可能な便とすること。
 - ・11/20の国内移動は、11/20のすべての用務が終了後、ベンガルールを出発し、11/20中にムンバイに到着可能な便とすること。
- ③ 復路：復路は11/22の用務終了後、ムンバイを出発し、11/23 20時頃までに新千歳に到着する便とすること。(LCCは除く)

(イ) 宿泊先

下記の日程で、Japan Roadshow 及びセミナー会場から車で30分以内に位置し、周辺地域の治安情勢を考慮し、旅行者の安全に配慮した立地にあるとともに、施設に必要な安全性が確保されている宿泊先（朝食あり）を手配すること（4名分同じ宿泊施設が確保可能であること）。また、上述の宿泊先は、予約内容の変更が可能な期間が設定されているプランであること。

なお、宿泊費は4名のうち3名は1泊11,600円以内、1名は1泊15,500円以内とするが、上記の条件を満たす施設が複数の宿泊検索サイト等で検索してもない場合、採択者決定後、委託者と協議の上、上記上限額を増額調整することも可能とする。

<宿泊日程>

11/17・18（2泊） デリー泊、 11/19（1泊） ベンガルール泊

11/20・21（2泊） ムンバイ泊

(ウ) 現地移動車両

現地における空港、宿泊先、Japan Roadshow 会場、セミナー会場、セールスコール先等の一切の移動を車で行えるよう車両を手配すること。

なお、乗車人数は、4～6名を想定しており、11/18、11/20、11/22については2班に分かれて移動するため、それぞれの移動に対応できるよう少なくとも2台を手配すること。

(エ) 同行者の手配

新千歳空港を起点とし、帰着までの間帯同し、行程の管理等を行い、委託者の引率を行うスタッフを手配すること。

(オ) 通訳者の手配

セールスコール訪問時の通訳（日本語⇔英語）を手配すること。

(カ) 現地訪問先

セールスコールの他に、現地訪問用務が発生した場合、現地訪問先に関する助言を行うとともに、委託者と打合せの上、訪問先の選定・調整を行うこと。

(2) ウェビナーの企画・開催

現地旅行会社等に対し、札幌・北海道の魅力を発信し、誘客促進を図るためのウェビナーを開催すること。

ア 実施期間・回数

実施期間：令和6年12月～令和7年3月の4か月

回数：月1回以上

イ ウェビナー対象者

各回 現地旅行会社等20社以上

なお、現地旅行会社等については、特に札幌・北海道の送客に繋がることが見込まれる事業者・役職等を選定すること。

ウ 留意事項

- ・ウェビナーにあたって必要なプロモーション資料については、受託者が企画し、委託者と協議の上内容を決定し、受託者が英語での制作を行うこと。
なお、ウェビナーの実施にあたり、委託者所有する下記プロモーション動画は活用可能であり、資料作成に必要な写真素材については、委託者から提供することも可能とする。

The Capital of the North (All Seasons vers.)

<https://youtu.be/Tr.jo09qQV0E>

The Capital of the North (Summer vers.)

<https://youtu.be/M02i3h6tyDg>

The Capital of the North (Winter vers.)

<https://youtu.be/kHqVQ1B7Si0>

- ・ウェビナーに参加した会社・担当者名・連絡先、相手方の反応、札幌・北海道に対する評価、送客に向けての助言等を取りまとめ、6(4)のとおり報告を行うこと。

(3) BtoB 向け情報発信

現地の旅行業界関係者（旅行会社・メディア等）に対し、札幌・北海道の観光情報を月1回以上発信すること（令和6年12月～令和7年3月の4か月）。

発信の手法については、ニュースレター・業界向け雑誌・SNS等、インドの旅行業界の特徴や影響力を踏まえて、効果的な手法を選定すること。

(4) 報告

ア 随時報告

6(2)~(3)の活動状況について、オンラインで報告会を開催し、下記の期日までに報告を行うこと。

1回目…令和6年12~令和7年1月分 令和7年2月10日(月)迄

2回目…令和7年2月~令和7年3月分 令和7年3月14日(金)迄

イ 最終報告

業務終了時に、本事業実施による活動結果・実績を取りまとめ、報告書にまとめて提出すること。

7 企画提案を求める事項

以下の(1)~(7)について企画提案書を作成するものとする。なお、提案にあたっては、統計情報や各種調査レポート、自社の業務実績など、できる限り客観的なデータを用いた説明に努めるものとする。

(1) 実施方針

インド現地における来札・来道に向けた商品造成を促すとともに、来札・来道観光客誘致に繋げていくため、有効かつ効果的と考えられる戦略とその根拠を示し、本事業における基本的な考え方を示すこと。

(2) 実施体制

ア 業務体制(人員体制を含む。但し、必ずしも氏名を明示する必要はない。)並びに業務の総括責任者及び各パートの責任者及び各現地担当者の役職及び実績を示すこと。

イ 提案者及び業務体制を構成する事業者の会社概要並びにインド現地旅行業界に対して現地プロモーションを実施した実績を示すこと。

ウ 提案者及び業務体制を構成する事業者がインド現地の旅行業界でネットワークを有する現地旅行会社・メディア等を示すこと。

(3) 現地セミナーの企画・開催等

ア 現地 BtoB セミナーの企画・開催

現地 BtoB セミナーの企画・開催に関して、下記を示すこと。

(ア) 現地セミナー内容、開催時間、会場案

(イ) 参加者選定に係る考え方（会社・役職等の選定）及びその理由、参加案内送付先候補、集客方法

イ 現地セールスコールの実施

(ア) セールスコールの実施内容、人員体制

(イ) 訪問先選定に係る考え方（会社・役職等の選定）及びその理由

ウ 航空券・宿泊先・車両・同行者手配

航空券、宿泊先、移動車両、及び同行者・通訳者の体制を示すこと。

(4) ウェビナーの企画・開催

ウェビナーの企画・開催に関して、下記を示すこと。

ア ウェビナーの実施計画、開催方法、内容、実施回数、開催時間

イ 参加者選定に係る考え方（会社・役職等）及びその理由、参加案内送付先候補、集客方法

(5) BtoB 向け情報発信

情報発信の手法・媒体、内容、回数、リーチ先の概要・リーチ想定数等を示すこと。

(6) 効果測定

ア 当該事業の有効性を図る事業指標及び成果指標を設定し、それぞれの目標値を示すこと。

イ 当該事業指標及び成果指標の具体的な測定方法、測定時期を示すこと。

(7) 見積もり

業務の実施に必要な経費の総額及び内訳を明らかにした見積を示すこと。

8 参加資格要件

参加者は、次の要件をすべて満たすこと。また、下表に定める必要書面を申込書と同時に提出を行うこと。ただし、札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されている場合は、提出を省略できる。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であり、かつその者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと。

(2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法によ

る再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(3) 札幌市において、入札等への参加停止措置を受けている期間中でないこと。

(4) 事業協同組合等の組合が参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での参加を希望していないこと。

(5) 市区町村税、消費税・地方消費税を滞納している者でないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

※複数者が協力して参加する場合、構成員すべてが(1)～(6)を満たす必要がある。また、契約の相手方は代表者とし、他の構成員は協力者となる。

<提出する書面>

※札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されている場合は、提出を省略できる。

提出書面	備考
ア 申出書	(様式3)
イ 登記事項証明書	※登記は現在事項証明または全部事項証明（写し可） ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの
ウ 財務諸表（直前2期分）	貸借対照表、損益計算書
エ 納税証明書 （市区町村税）	※本店（契約権限を委任する場合は受任先）の所在地の市区町村が発行するもの（写し可） ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの
オ 納税証明書 （消費税・地方消費税）	※未納がない旨の証明書(その3の3)（写し可） ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの

9 参加手続きに関する事項

(1) 日程

ア 公募開始	令和6年9月12日（木）
イ 参加申込書の提出期限	令和6年9月19日（木）12時00分必着
ウ 企画提案書の提出期限	令和6年9月27日（金）12時00分必着
エ 実施委員会によるヒアリングの実施	令和6年10月3日（木）

オ 提案事業者への選定結果の通知 令和6年10月上旬

カ 契約締結 令和6年10月上旬

(2) 提出書類

各種書類は、実行委員会事務局（札幌市観光・MICE 推進部）へ持参又は郵送により提出すること。

ア 参加申込書（様式1）1部

イ 企画提案書及び参考見積書（様式自由、A4縦、両面使用）

・表紙に提案者の団体名称を記載したもの 3部

・提案者の団体名称が記載されていないもの 12部

ウ 上記イのPDFデータ（CD又はDVD） 1部

(3) その他の留意事項

ア 申込書類に虚偽があった場合は失格とする。

イ 企画提案に係る一切の経費については、提案者の負担とする。

ウ 提出のあった申込書類については返却しない。

エ 審査の公正を期すため、企画提案書には、会社名、住所、ロゴマークなどプロポーザル参加者を特定できる表示を付さないこと。

(4) 質問の受付及び回答

企画提案を行うにあたり質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の書面（様式2）に質問の要旨を簡潔に記入し、実行委員会事務局に電子メールで送信するものとする。

ア 質問受付期限

令和6年9月17日（火）12時00分まで

イ 質問に対する回答

質問を受けた場合は質問者に随時回答するとともに、企画提案を募集する上で広く周知すべきと判断されるものについては、質問の内容を札幌市ホームページで公表する。

ウ 送付先電子メールアドレス

kanko@city.sapporo.jp

※メールのタイトルは「(団体名)【インド現地プロモーション業務】質問書」とする。

10 契約候補者の選定方法

本プロポーザルにおいて、企画提案の内容は、実行委員会の構成団体等からなる「札幌市国際観光プロモーション企画競争実施委員会」（以下「実施委員会」という。）を設置して評価する。評価及び契約候補者の選定は、実施委員会が審査を行って、最も適当と思われる提案者を選定し、もって契約候補者とする。

(1) 参加資格の審査及び結果の通知

「9 参加資格要件」に基づき審査を行い、参加資格を満たさない場合は通知する。

(2) 評価の基準

評価項目	評価内容	配点
実施方針 (7-(1) 関係)	実施方針の策定に係る考え方が適切であるか。	5
実施体制 (7-(2) 関係)	業務を遂行するため、適切な業務体制及び人員確保、業務遂行能力が確保されているか。	10
現地セミナーの企画・開催 (7-(3)ア関係)	現地セミナーの開催内容、参加者選定等は、現地旅行会社等に対し、札幌・北海道の旅行商品造成に繋がるような効果的な働きかけを行うことができるものとなっているか。	20
	現地セミナーの開催方法・内容・集客方法等は、確実な集客が図れることを期待できるものとなっているか。	10
現地セールススクールの実施 (7-(3)イ関係)	現地セールススクールの内容、訪問先選定等は、効果的に旅行商品造成の働きかけを行うことができるものとなっているか。	5
ウェビナーの企画・開催 (7-(4)関係)	ウェビナーの実施計画、内容、参加者選定等は、現地旅行会社等に対し、札幌・北海道への送客に繋がるような効果的な働きかけを行うことのできるものとなっているか。	15
	ウェビナーの実施回数・内容・集客方法等は、確実な集客が図れることを期待できるものとなっているか。	10
BtoB 向け情報発信 (7-(5) 関係)	情報発信の手法・媒体、発信の内容や回数は、インド旅行業界において、効果的に札幌・北海道の認知の拡大を図ることができることが期待できるものとなっているか。	15
効果測定 (7-(6) 関係)	プロモーションの効果を測る指標が適切であり、目標の設定が妥当であるか。	5
見積もり (7-(7) 関係)	提案内容に対して積算額が妥当であるか。	5

(3) 実施委員会によるヒアリングの実施

企画提案者によるプレゼンテーション及び評価委員からのヒアリングを行い、契約候補者を選定する。ヒアリングの実施にあたっては、次のとおり行うものとする。

ア 企画提案者側の出席者は各団体3名までとする。

イ ヒアリングは、1企画提案あたり、30分（企画提案書に基づくプレゼンテーシ

ョン 15 分、質疑応答 15 分) を想定し、順次個別に行うものとする。

(4) その他

ア 提案者の数によっては、一次審査（書類選考）を行う場合がある。

イ 評価の結果は、提案者全員に文書により通知する。

ウ 総合得点満点の 6 割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は、契約候補者とししない。

エ 提案者が一者となった場合、最低基準点を超えた場合のみ契約候補者として選定する。

オ 実施委員会による採点が同点の場合、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

12 契約

契約については、選定された契約候補者と実施主体の間で詳細を交渉のうえ、締結するものとする。ただし、この交渉の中で、企画提案内容の一部を変更することがある。また、契約候補者が「9 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合や契約候補者との交渉が不調に終わった場合は、実施委員会において次点とされた団体と交渉する場合がある。なお、契約は実施主体と締結するものとし、その手続きは、札幌市契約規則を準用する。

13 参加資格の喪失

本プロポーザルにおいて、企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで(契約候補者にあつては契約を締結するまで)の間に、次のいずれかに該当したときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は、契約候補者としての選定を取り消すこととなる。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は、利害関係を有することとなったとき。

14 失格事項

以下のいずれかに該当したものは失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者。
- (2) 審査の公平性を害する行為をおこなった者。
- (3) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を順守しない者。

15 参加資格等についての申立て

本プロポーザルにおいて参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

16 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して 3 日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

17 企画提案の著作権等に関する事項

(1) 企画提案の著作権

ア 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。

イ 実施委員会が本件プロポーザルの実施に必要と認めるときは、企画案を実施委員会が利用（必要な改編を含む）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。

ウ 提案者は、実施委員会に対し、提案者が企画提案を創作したこと、及び、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

エ 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他紛争が生じたときは、提案者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(2) 成果物の著作権

ア 受託者は、委託者に対し、受託者が当該事業の実施に係る成果物（以下、「本著作物」という。）を創作したこと、及び、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害する者でないことを保証する。

イ 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

18 各書類の提出先・問合せ先

担 当 札幌市国際観光誘致事業実行委員会事務局 中西、小笠原

(札幌市経済観光局観光・MICE 推進部観光・MICE 推進課)

住 所 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 15階

電 話 011-211-2376 F A X 011-218-5129

メール kanko@city.sapporo.jp